

令和6年度介護従事者処遇状況等調査の 実施について

令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）

令和6年度介護従事者処遇状況等調査については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

1. 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査時期及び公表時期

（1）調査時期

令和6年10月（参考：令和3年度調査の調査時期は令和3年10月）

（2）公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における調査結果の公表時期は、令和7年3月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

（参考：令和3年度調査の公表時期は令和4年3月）

3. 調査対象及び抽出方法・抽出率

（1）調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

（2）抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

（3）抽出率

別表参照

令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）（続き）

4. 調査項目

（1）施設・事業所票

給与等の状況、介護職員処遇改善加算等※の届出の状況（令和5年度）、介護職員等処遇改善加算（新加算）の届出の状況（令和6年度）、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況 等

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善支援補助金

（2）従事者票

性別、年齢、職種、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額、手当の額、一時金の額 等（令和5年9月及び令和6年9月の給与額等を調査）

5. 調査項目等の変更について

令和6年度調査では、令和6年度介護報酬改定における「介護職員等処遇改善加算」への一本化を踏まえた調査項目の見直しを行う。

また、令和6年度におけるベースアップや令和6年度の賃上げ促進税制の適用見込みなどを把握するための調査項目を追加する一方、記入者負担を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を削除するなどの見直しを行う。

その他の調査項目については、令和3年度調査内容から、調査年度の修正、表現の適正化等の軽微な変更を行う。

令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）（比較①）

	令和3年度調査	令和6年度調査
調査対象施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 <u>○介護療養型医療施設</u> ○介護医療院 ○訪問介護事業所 ○居宅介護支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護事業所(地域密着型を含む) ○通所リハビリテーション ○特定施設入居者生活介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護事業所
調査対象者	<p>調査対象施設・事業所に在籍する以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員 ○看護職員 ○生活相談員・支援相談員 ○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・機能訓練指導員 ○介護支援専門員 ○事務職員 ○調理員 ○管理栄養士・栄養士 	同左
調査の方法等	令和2年と令和3年ともに在籍している者について、各年の9月の給与等を調査	令和5年と令和6年ともに在籍している者について、各年の9月の給与等を調査
新型コロナウイルス感染症の影響	新型コロナウイルス感染症発生の影響を調査（※1）	項目削除
給与等の状況	給与等の状況、引き上げの状況、手当の引き上げ・新設、引き上げの理由・対象者・要件、引き上げを行わなかった理由を調査	給与等の状況、引き上げの状況、手当の引き上げ・新設、引き上げの理由・対象者・要件、引き上げを行わなかった理由、 <u>令和6年度の賃上げ促進税制の適用見込み</u> を調査

（注）赤字下線箇所が前回の定期調査からの変更点

（※1）令和4年度調査（臨時）でも実施した項目のうち、今回の調査で削除する項目

令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）（比較②）

	令和3年度調査	令和6年度調査
	—	<u>令和5年度における介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算（※2）、処遇改善支援補助金の届出状況（※2）</u>
介護職員処遇改善加算等の届出状況	<p><介護職員処遇改善加算の届出状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加算（Ⅰ）～（Ⅴ）の届出状況 ○賃金改善の実施方法 ○加算（Ⅱ）の届出を行っている事業所について、加算（Ⅰ）の届出を行わない理由を調査 ○加算（Ⅱ）の届出を行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査（このうち、キャリアパス要件（Ⅰ）又は（Ⅱ）を満たすことが困難と回答している事業所に具体的な事情を調査） ○いずれの加算の届出も行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査（このうち、「<u>対象の制約のため困難</u>」、「事務作業が煩雑」と回答している事業所に具体的な事情を調査） 	<p><介護職員等処遇改善加算の届出状況（新加算）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加算（Ⅰ）～（Ⅴ）の届出状況 ○賃金改善の実施方法 ○加算（Ⅲ）～（Ⅴ）の届出を行っている事業所について、上位区分の届出を行わない理由を調査 ○加算を配分した職員の範囲を調査（※2） ○加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を取得している事業所について、「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の内容等を調査 ○<u>令和6年度のベースアップ等</u> ○<u>令和7年度への加算額の繰越</u> ○いずれの加算の届出も行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査（このうち、「事務作業が煩雑」と回答している事業所に具体的な事情を調査）
	<p><特定処遇改善加算の届出状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加算（Ⅰ）～（Ⅱ）の届出状況 ○賃金改善の実施方法 ○加算を配分した職員の範囲を調査 ○「経験・技能のある介護職員」の判断に当たっての勤続年数の取扱いについて調査 ○「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の内容等を調査 ○加算の届出を行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査 	項目削除
給与等の引き上げ以外の処遇改善状況	入職促進に向けた取組、資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の促進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性向上のための業務改善の取組、やりがい・働きがいの醸成について、取組状況を調査	同左
従事者の状況	性別、年齢、職種、勤続開始日、 <u>介護職員等特定処遇改善加算の状況（※1）</u> 、勤務形態、職位、実労働時間・日数、資格の取得状況、 <u>兼務の状況</u> 、決まって支給する給与、一時金	性別、年齢、職種、勤続開始日、勤務形態、職位、実労働時間・日数、資格の取得状況、決まって支給する給与、一時金

（注）赤字下線箇所が前回の定期調査からの変更点

（※1）令和4年度調査（臨時）でも実施した項目のうち、今回の調査で削除する項目

（※2）令和4年度調査（臨時）で実施した項目のうち、今回の調査でも実施する項目

(別表) 令和6年度介護従事者処遇状況等調査の抽出率

【施設・事業所票】

	施設・事業所数	令和3年度調査	令和6年度調査
介護老人福祉施設	8,460	1/4	1/4
介護老人保健施設	4,190	1/4	1/4
介護医療院	811	1/1	1/1
訪問介護	35,401	1/20	1/20
通所介護（地域密着型通所介護を含む）	43,037	1/20	1/20
通所リハビリテーション	7,960	1/5	1/5
特定施設入居者生活介護	5,895	1/5	1/5
小規模多機能型居宅介護	5,496	1/4	1/4
認知症対応型共同生活介護	14,225	1/10	1/10
居宅介護支援	36,683	1/20	1/20

※施設・事業所数は「介護給付費等実態統計（令和6年1月審査分）」（厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当））による請求事業所数
 ※本調査は、政府統計の一般統計調査であり、総務大臣の承認を受ける必要があるため、審査の過程で抽出率等調査事項について変動があり得る。

(別表) 令和6年度介護従事者処遇状況等調査の抽出率

【従事者票】

	介護職員	訪問 介護員	サービス 提供者 責任者	看護 職員	生活相談 員・支援相 談員	PT・O T・ST 又は 機能訓練 指導員	介護支援専 門員	栄養士・ 管理栄養士	調理員	事務 職員
介護老人福祉施設	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	1/5	-	-	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
介護医療院	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	-	1/4	1/1	-	-	-	-	-	-	1/1
通所介護 (地域密着型通所介護を含む)	1/2	-	-	1/1	1/1	1/1	-	1/1	1/1	1/1
通所リハビリテーション	1/2	-	-	1/1	-	1/1	-	1/1	1/1	1/1
特定施設入居者生活介護	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
小規模多機能型居宅介護	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型共同生活介護	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	-	-	1/1
居宅介護支援	-	-	-	-	-	-	1/2	-	-	1/1